実 控訴代理人は主文同旨の判決を求め、被控訴代理人は本件控訴を棄却するとの判 決及び、もし原審で認容された被控訴人の請求が当審に於て認容されないときは、 予備的に、原判決を変更し控訴人は被控訴人に対し金二万二千円及び之に対する昭 和二十六年十月十一日から完済に至るまで年五分の割合の金員を支払うべし、訴訟費用は、第一、二寒共控訴人の負担とするとの判決をが信封にの司令を対し、訴訟 審共控訴人の負担とするとの判決及び仮執行の宣言を求めた。 当事者双方の事実上の主張、立証及び之に対する相手方の主張は、被控訴代理人 (一)昭和十三年の改正前商法に規定されていた権利株の譲渡禁止の制度 は実際取引界では全然無視される不合理のものであつたので、現行商法ではその第 二百四条第二項の規定により対会社関係以外に於ては有効に行うことができること となった。而して証券取引法の制定に当り取引市場の実情に即して同法第二条は同 法にいわゆる有価証券を列挙したが、株金払込領収証は同条第一項第六号所定の新 株の引受権を表示する証書に該当するから同法にいわゆる有価証券であつて、控訴 人主張のように単なる免責証券ではなく、従つて右領収証により株主権が設定せら れ、株主権の移転には領収証の引渡を必要とするものと解さなければならない。 (二) 仮に右領収証による株式の譲渡は会社に対じその効力を生しないとしても. 譲受人は法理的に会社に対し株券の交付を請求し、且交付を受けた株券の自己への 名義書換を請求し得るものである。何となれば領収証の引渡を以てする株式譲渡の 法律効果中には領収証の名義人の名を以て株券の交付を請求する代理権の授与をも 包含し、この授権は一度名義人によつてされると以後領収証に附随して輾転流通 し、その中途で事故があつても、その事故は最終の取得者が善意である限りその権 利に何等の影響をも与えないからである。従つて領収証による本件株式の善意の譲 受人たる被控訴人は控訴会社に対し領収証の名義人の名で領収証と引換えに株券の 交付を要求し、更に自己への名義書換を請求し得るものである。(三)控訴人主張 の領収証の喪失者に領収証と引換えずに株券を交付する商慣習につき、例えば領収証か焼失等により物理的に滅失した場合、又相対的に之を喪失した場合でも所持人がついに出現しないこともあり得べく、そのような場合に、会社が実際こ於て領収 証と引換でなしに株券を領収証の喪失者に交付するのやむない場合もあり得るけれ ども、このような措置は飽くまでも応急的なものであつて、之により領収証を無 とすべきでないことは、会社が領収証の所持人以外の者に株券を交付するに際し このような措置は飽くまでも応急的なものであつて、之により領収証を無効 後日正当な権利者が出現したときこの者に対する会社の義務につき株券受領者をし て保証させる為現に控訴会社が訴外菱三証券株式会社から差入れさせているように 株券受領者から念書又は保証書を差入れさせることが慣習となつていることに徴しても明らかである。(四)仮に原審で認容されに被控訴人の請求が当審で認容されないとすれば、控訴会社は昭和二十六年七月二十五日に増資新株につき一般株主に 対し株券を交付すべき旨通知したから、被控訴人は控訴会社に対し本件領収証と引 換に新株券の交付を要求し得る筋合のところ、控訴会社は昭和二十六年十月十日に 菱三証券株式会社に対し右領収証該当の新株券を交付してしまつた為被控訴人に対 する右株券の交付が不能となり、その結果被控訴人は同日における右株式の市場価 額の最終価額なる一株につき金百十円、二百株で合計二万二千円の損害を蒙つたが右損害は控訴人の本件不法行為によるものであるから控訴人は被控訴人に対しその 賠償義務がある。よつて被控訴人は予備的に控訴人に対し右二万二千円及び之に対 する右損害発生の日の翌日なる昭和二十六年十月十一日から完済まで年五分の割合 の遅延損害金の支払を求める。と述べ、立証として甲第四号証を提出し、乙第十二 号証の一、二、第十三号証の一、二、三、第十四号証及び第十七号証の原本の存在 安証の一、一、第十二号証の一、二、第一日号証及び第一し号証の原本の日本 及び成立並びに乙第十五、第十六及び第十八号証の成立を認め、控訴代理人に於 て、控訴会社が株券を菱三証券株式会社に交付するに当り被控訴人主張の念書を徴 しているのは、盗難遺失等意思に基かないで証拠金領収証を失つた権利者に株券喪 失の場合のように除権判決の道がないので之を救済する為の商慣習に従つたものに 過ぎず、従つてこれが為に被控訴人主張のように右株券の交付が無効となるべきも のではない。と述べ、立証として乙第十二号証の一、二、 第十三号証の一 三、第十四乃至第十八号証(但し乙第十五、第十六及び第十八号証以外はいずれも を提出し、当審証人A、B、Cの各証言を援用し、甲第四号の成立を認めた 外、原判決事実摘示と同一であるから之を引用する。

被控訴人がその主張の控訴会社の増資新株式申込証拠金領収証(以下証拠金領収証と略称する)二通にそれぞれその名宛人の譲渡証書を添付したもの(名宛人Dのものの番号は第七一〇九号、同Eのものの番号は第六〇六四五号)を現に所持していること及び右証拠金領収証か被控訴人主張通り株式払込金領収証に代える証拠発行されたものであることは当事者間に争いのないところであり、従つて右証拠を領収証はいずれも株式払込期日の経過により当然株式払込金領収証(以下領収証と略称する)となつたものと言うべきである。而して原審における証人Fの証言及び、右領収証二通は被控訴人が昭和二十六年七月二十四日に右Fから同人に対する金六万円の貸金債権の担保として控訴会社の昭和二十六年六月十八日の増資にる新株二百株を譲り受けるにつきその交付を受け前記の通り所持するに至つたものであることか認められる。

而して成立に争いのない乙第九号証、第十号証、第十八号証及び原本の存在並びに成立に争いのない乙第十四号証によれば、昭和二十五年の改正商法施行後の株式取引界に於て株式申込証拠金か株式払込期日に払込金に振替充当される趣旨で証拠金領収証か発行された場合には、記名の権利株(即ち株式の引受による権利)又は株券発行前の記名株式の譲渡はその証拠金領収証又は領収証に引受人(株券発行後には株主であつて領収証の名宛人)の譲渡証書(その名宛人の白地式なる場合を含む)を添付して譲受人に交付することによつてなされ、このような株式(権利株を含む)は株券に譲渡証書か添付された場合と同様有効に取引界を輾転流通する商慣習か昭和二十六年当時はもちろん、昭和二十八、九年頃までは、すくなくとも存在したことが認められ、本件にあらわれたすべての資料によつてもこの認定を動かすに足りない。

当裁判所は右商慣習を有効なものとし、その有効性を争う控訴人の主張を排斥するが、その理由は原判決に記載しでありと同一であるから、右原判決の理由を引用する。

右のように株券発行前の記名株式の譲渡において商慣習上証拠金領収証又は領収証が記名株券と同様に取り扱われ、この商慣習を有効とする以上は、証拠金領収証又は領収証とその譲渡証書が盗難又は遺失に係るものであつても、商法第二百二十九条、小切手法第二十一条の準用により、その取得者か善意無過失であれば盗難の被害者又は遺失主に対する関係では右株式を取得したものと解さなければならないけれども、株券が未発行である以上は商法第二百四条第二項により右譲渡は会社に対してはその効力を生じないものと言わなければならない。

もつとも会社は株券を遅滞なく発行すべき義務がある(商法第二百二十六条第一項)に拘らず、不当にその発行を遅延するときは株式の自由譲渡性を害することとなるわけであるが、このような場合株式の譲受人は会社に対し株券の発行交付を訪求すべく、右請求に拘らず会社か株券の発行交付をしないときはその制裁として信義則上会社は商法第二百四条第二項に基き株式譲渡の効力を否認し得なくなるものと解下るを相当とし、之により譲渡の当事者は救済されるものと言うべく、商法第二百四条第二項の適用かいわゆる会社の株券一般発行の時までに限定されるものと解すべき根拠を見出すことができない。

資料は存しない。而して領収証が例えば滅失した場合にその株式が消滅に帰するも のではなく、会社は結局之を喪失した権利者に領収証と引換でなく株券を交付しな ければならないことは当然であるところ、株券の一般発行後相当期間が経過しても 領収証の所在乃至存否を確認し難く、しかも領収証の喪失者から真の権利者である として株券交付の請求を受けたような場合には領収証につき株券の場合のように民 事訴訟法所定の除権判決による失効制度の適用のない以上、会社が領収証の所在又 は存否を探知する為に相当な手段をとつたに拘らず、これを確認することができない場合に、もし領収証の喪矢者が真の権利者であつて他に権利者が存しないように 思料されるときは喪失者の請求に応じ領収証と引換でなく株券を交付しても必ずし も不当とはし難く、このような場合右株券の交付による危険はむしろ相当の期間内 に領収書と株券との引換を請求しなかつた領収証の所持人に負担させることが妥当 と解せられ、この見地からすれば前記の乙慣習は領収証の所在乃至存否の不明な場 合に会社のとるべき措置及び責任を定めたものとして至極相当なるものと認められる。もつともこの乙慣習を有効とするときは前記の証拠金領収証又は領収証の交付 によって株式を輾転流通させる商慣習(以下これを甲慣習と略称する)により取得された株式に対する権利を喪失させることとなるけれども、乙慣習の目的とすると . ろは領収証の善意の取得者がその株式名義書換及び株券交付請求権を長期間行使 しないことにより生ずる不合理を排除することにあつて、別段甲慣習の存在と矛盾 するものではなく、又両慣習等しく株式に対する権利を有した者からその権利を喪 失させる効果を生ぜしめるものであるところ、その一なる甲慣習を有効としながら 今一方の乙慣習を以て株式に対する正当の権利を喪失させる結果を招来するという 理由で公序良俗に反するものと解することは相当ではなく、尚又株券その他の一般の流通証券と異り取引界を輾転流通することを本来の性格としていない領収証に対 する右乙慣習を有効とすることが株券その他の一般の流通証券に関する民事訴訟法 上の公示催告の方法による失権手続に関する規定と相容れないものとすることはで きない。而して別段の事情の認め難い本件では本件当事者も又右慣習による意思を 有したものと認めるべきところ、本件株券の交付についても、成立に争のない乙第 号証、第三及び第四号証の各一、二並びに原審証人Gの証言によれば、本件領収 証の所持人であつた訴外菱三証券株式会社は同領収証を昭和二十六年七月十七日頃 紛失し、控訴会社が株主一般に対し株券の発行を行つた前記同年同月二十五日の後 なる同年八月十七日に控訴会社に対し株式の名義書換及び株券の交付を請求した これに対し控訴会社も前記乙慣習に従い訴外会社をして築地警察署に領収証の 紛失届をしてその証明書を控訴会社に提出させ、その二ヶ月経過しても領収証の所 持人が現れて来なかつたので、同年七月十日に至り他に領収証の正当な所持人がな いものと思料し、領収証と引換でなしに右請求に応じたものであることを認めるこ とができ、控訴会社が右の措置をとつたにつき故意又は過失があつたことは認めることができない。然らば右株式名義書換及び株券の交付につき領収証の所持人たる被控訴人の蒙つた損害につき控訴会社は何等の責任をも負うべきものでないとしな ければならない。

もつとも被控訴人は会社が領収証と引換でなしに株券を交付する場合に正当な権利者が出現したときその者に対する会社の義務につき控訴会社が訴外菱三証券株式会社から差し入れさせているような株券受領者に保証させる為の念書又は保証書を差し入れさせることが慣習となつていることによつても会社は領収証所持人に対する責任を免れるものではない旨の主張をしているけれども、会社がこのような念書又は保証書を株券受領者から差し入れさせていることが、法律上当然に会社が領収証の所持人に対する右責任を負うべきものとすべき根拠とはならないから右主張は到底認容することができない。

然らば控訴会社が本件株式の名義書換及び株券の交付を行つたことにより領収証の所持人たる被控訴人の蒙つた損害の賠償義務があるものとしその履行を求める被控訴人の本訴請求は上記以外の判断を待たずして失当たることを免れないものであり、原審が以上と異る見解に立つて右請求を認容したのは不当と言う外はないから、民事訴訟法第三百八十六条、第八十九条、第九十六条を適用して主文の通り判決した。

(裁判長判事 内田護文 判事 原増司 判事 高井常太郎)